

第2回定例会議事日程（第4号）

- 第 1 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 2 議案第28号 いちき串木野市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第29号 いちき串木野市災害対策本部条例及びいちき串木野市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第30号 いちき串木野市交流センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第31号 いちき串木野市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第32号 薩摩藩英国留学生記念館新築工事（建築本体）請負契約の締結について
- 第 7 議案第33号 いちき串木野市本格焼酎による乾杯を推進する条例の制定について
- 第 8 議案第34号 いちき串木野市B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第35号 いちき串木野市産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 予算議案第2号 平成25年度いちき串木野市一般会計補正予算（第1号）
- 第11 療特予算議案第2号 平成25年度いちき串木野市療育事業特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第36号 いちき串木野市職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 第13 議案第37号 いちき串木野市市長及び副市長の給与に関する条例及びいちき串木野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第38号 いちき串木野市自治基本条例の制定について
- 第15 予算議案第3号 平成25年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）
- 第16 簡水特予算議案第2号 平成25年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第17 公下水特予算議案第2号 平成25年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第18 療特予算議案第3号 平成25年度いちき串木野市療育事業特別会計補正予算（第2号）
- 第19 水道予算議案第2号 平成25年度いちき串木野市水道事業会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員 18名

1番	平石耕二君	10番	西別府治君
2番	西中間義徳君	11番	楮山四夫君
3番	宇都隆雄君	12番	竹之内勉君
4番	中村敏彦君	13番	寺師和男君
5番	南竹篤己君	14番	原口政敏君
6番	中里純人君	15番	宇都耕平君
7番	枇榔秋信君	16番	福田清宏君
8番	濱田尚君	17番	東勝巳君
9番	東育代君	18番	下迫田良信君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	木下琢治君	主査	岩下敬史君
補佐	平川秀孝君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	田畑誠一君	市来支所長	吉田裕史君
副市長	石田信一君	教委総務課長	白井喜宣君
教育長	山下卓朗君	学校教育課長	有馬勝弘君
総務課長	前屋謙三君	市民スポーツ課長	中村安弘君
政策課長	田中和幸君	食のまち推進課長	中尾重美君
財政課長	中屋謙治君	税務課長	下迫田久男君
福祉課長	東浩二君	農政課長	満蘭健士郎君
土木課長	平石英明君	消防長	深山龍朗君
都市計画課長	久見瀬博行君	まちづくり防災課長	久木野親志君

平成25年6月17日午前10時00分開議

△開 議

○議長（下迫田良信君） これから本日の会議を開きます。

△日程第1～日程第11

議案第27号～療特予算議案第2号一括上程

○議長（下迫田良信君） 日程第1、議案第27号から日程第11、療特予算議案第2号までを一括して議題とします。

これより質疑に入ります。

まず、議案第27号専決処分承認を求めることについて質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第28号いちき串木野市税条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

○17番（東 勝巳君） この市税条例の一部改正の内容について説明をお願いします。

○税務課長（下迫田久男君） 改正点が三つありまして、地方公共団体への寄附金、いわゆるふるさと寄附金制度の見直しが1点でございます。

それからもう1点は、延滞金の引き下げでございますが、国税の延滞金が見直しをされましたので、それに合わせまして金利の低下の状況等を考慮して見直しがなされましたので、その分の改定でございます。

それから、3点目が個人住民税における住宅ローンの控除延長及び拡充ということでございまして、来年度消費税が引き上げられることを見込んでの平準化するという観点から特例措置が設けられた、以上3点でございます。

以上でございます。

○議長（下迫田良信君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第29号いちき串木野市災害対策本部条例及びいちき串木野市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

○17番（東 勝巳君） 提案理由の説明だけではわかりにくいので、説明をお願いします。

○まちづくり防災課長（久木野親志君） 今回の主な改正点ですが、まず防災会議につきましては、上位法でありますところの法が、これまでは、この中で都道府県と市町村が同じ条項の中にうたわれておりましたが、上位法が都道府県と市町村を分けてうたわれるようになりました。それによる改正であります。

以上です。

○17番（東 勝巳君） この災害対策基本法には、原発の災害対策は入っているんですか。

○まちづくり防災課長（久木野親志君） あくまでも防災会議の要綱でありますので、全体を含むという位置づけでありますので、要は本市にかかわる防災計画をどのようにするかということ。これも、でも変わりますので、特段この条例で中身が変わったということではなくて、ただ上位法が都道府県と市町村と分けられたということで、内容の変化は一切ございません。

○17番（東 勝巳君） 原発も入っているかと聞いています。

○まちづくり防災課長（久木野親志君） それも含めた全ての防災という位置づけであります。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第30号いちき串木野市交流センター条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

○17番（東 勝巳君） これは、見出しは交流センター条例の改正ですけど、提案理由の説明では中央って入っているんですね。中央交流センターって入っていますけど、中央というと、このまちづくり交流センターの市全体の中央かなと私は受け取るんですけども、中央地区とかいうとまたわかりやすい

けど、紛らわしい表現じゃないかなと思うのが一つですね。

それから、まちづくり協議会がずっとできていきますけれども、今後は市公連というのはなくなるんじゃないかと思うんですけど、市公連にかわるまちづくり協議会の、いわゆる全体の中央の事務所とか機関はどうなるのか、あわせてお願いします。

○まちづくり防災課長（久木野親志君） 中央というと、全体をつかさどるように聞こえるということですが、実はこれまでも各交流センターは地区というのをいれてごさいませんでした。冠岳、生福、大原交流センター等々ですね。そういう整合性もということで、おっしゃるような懸念もありましょうけれども、中央交流センターとさせていただいたところであります。

それからもう1点ですが、今、市公連会という組織がごさいます。これが全て今、まちづくり協議会が16地区全部できました。これについてどうするかということは、今現在、市公連会の中で今後協議されるということで、今のところは市公連の方々がまちづくり協議会の会長さんでもあられますので、そういう中で今後、市公連の中で名称等を含めて協議されるということになっております。

終わります。

○17番（東 勝巳君） 済みません。全体ができますと、市公連にかわるまちづくり協議会の全体の、いわゆる中央、センターが必要になってくると思うんですけども、そういう兼ね合いで、ほかのところは全部地域名ですよ。生福交流センターとかですね。これもやっぱりそういう紛らわしい表現じゃなくて、やっぱり中央地区であるなら中央地区というふうにしたほうが、今後、全体の中央ができたときに、ちょっと理解がしにくい面があると思いますので、検討したほうがいいと思いますけど、どうですか。

○まちづくり防災課長（久木野親志君） まちづくり協議会の全体の会議というのは、今後も当然考えられます。そういう中で、まちづくり協議会は地区地区に設定されるというのが前提でありますので、全体を総括した中央センター的なまちづくり協議会

というのは今のところ想定しておりません。ですから、協議会は全体が集まる協議会があるにしても、まちづくり協議会そのものは基本的に16地区を基本とするという前提に立っておりますので、そういう意味では地区というのを全部省いて地区名をつけたということでありますので、そのような形で今後も進めていきたいと考えておるところです。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

○16番（福田清宏君） 事務室の位置はどこになる予定でしょうか。といいますのは、指定管理されたままの形での併設ということになると、受付の事務室が別に設けられるのかなと思ったりしますけれども、どんなふうになる予定ですか。

○まちづくり防災課長（久木野親志君） 中央まちづくり協議会の事務室といたしましては、2階の、既存の今の音楽室というのがごさいますが、そちらを使わせていただく予定であります。ですので、今の指定管理者が1階の事務室を使われるのは、これまでどおり指定管理者が使われまして、まちづくり協議会は2階の音楽室が事務所兼会議室といいますか、というふうな位置づけで考えております。

○16番（福田清宏君） 音楽室というのは、前の鹿銀のときの金庫だと思うんですが。金庫の跡、そうですかね。これ、防音がなされた部屋としては、本市唯一の部屋なんですよ。演奏する人たちの音が外に漏れない部屋。その部屋がなくなるということは、もうちょっと文化芸術に心を向ければ、痛ましい現象になると思うんです。だから、それにかわるものを何かつくる予定があるのか。ただそこに部屋があるからそれを事務室にしようということなのか。その辺について伺います。

○まちづくり防災課長（久木野親志君） おっしゃるとおり、2階の音楽室は防音装置ということで、これまでもそれなりの利用がございました。そこで、この中央地区の中央まちづくり協議会を設置するに当たって、今の現在の指定管理者からも利用者に対しての周知期間ということで、時間をとってほしいということで、私たちのほうと指定管理者と相談いたしまして、既存の利用者の方々に4月から3カ月間を周知期間ということで、こういうことで使えな

くなりましたということをお知らせしました。あわせて、音楽関係、音の漏れるようなやつは、例えば勤労ホームの音楽室とかありますとか、そういう御案内をさせていただいて御理解を求めたところがあります。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第31号いちき串木野市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

○17番（東 勝巳君） この緑地面積率等に関する同意企業立地重点促進区域とありますけど、この説明を。

それから、21ページの第3行のところに、冠岳農村工業団地の次に、浜ヶ城工場用地、三井工業用地とありますけれども、この説明をお願いします。

○政策課長（田中和幸君） この条例は、企業立地の促進を図るため、工場立地法で定められた緑地と環境施設の設置義務面積を緩和するものでございまして、その対象となる市内の工業団地を甲種4団地、乙種1団地と現在のところ定めているところでございます。この5団地につきましては、鹿児島県が定めております県本土地域産業活性化計画というのがございますけれども、この中で本市にかかわる部分ということで、同意企業立地重点促進区域というのが定めてございます。そのエリアと同一となっております。今まで同一となっております。

この活性化計画が平成25年3月までで終わりました、平成25年4月1日から新たになりました。今回の新たに進む計画の更新に当たって、甲種4団地にプリマハムを対象とした、先ほどの浜ヶ城工業団地のことですが、このプリマハムを対象とした浜ヶ城工業用地と三井金山を対象とした三井工業用地、この二つが追加されることになりましたので、この県の活性化計画と歩調を合わせまして、市の条例につきましても変更しようということで、一部改

正条例を提案させていただいているところでございます。

以上でございます。

○17番（東 勝巳君） 緑地面積率も変わるんですか。それが一つ。

それから、うちの生福の芋野原団地ですけども、農村工業団地という指定が前あったのは、あれはもう今は消えているんですか。あれはまだ生きているんですか。

○政策課長（田中和幸君） 芋野原団地につきましては、この計画には位置づけられてはおりません。まだ実際の工業団地ということでは認定されていないかと思っておりますので、これに入っておりません。

それと、緑地に関しましては、もともとが20%必要ということで、通常の工業団地、9,000平米以上の工業団地につきましては、20%の緑地が必要、それと合わせまして、あと5%足して、環境施設として25%が必要となっているわけでございます。今回は、ここを改正しようという話ではございませんで、それを緩和条例によりまして、甲地につきましては、緑地が10%、環境施設が15%となっているんですが、この甲地の4団地に先ほど申しました浜ヶ城工業用地と三井工業用地を加えようと、2工業団地を加えようということでございます。

○17番（東 勝巳君） 芋野原の農工団地はまだどこかに生きているんですか。

○政策課長（田中和幸君） 構想としてはあったかと思いますが、現在のところは実現はいたしていないと理解しております。

○議長（下迫田良信君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第32号薩摩藩英国留学生記念館新築工事（建築本体）請負契約の締結について質疑はありませんか。

○17番（東 勝巳君） 市内2社、市外8社と。その入札結果の資料は後でもらえるかと思っておりますけど、市外の業者が安く落札しておれば、市外業者がとつ

たということになりますか。それが一つ。

それから、あの場所は津波の問題もありますけれども、台風でも相当大きな被害をこうむる可能性があると思うんですが、そういう津波、台風に対する対応は十分なのかというのが一つ。

それから、観光交流人口を目指しているけれども、とても海岸沿いの羽島漁協のあそこは、大型バスは通れないと思うんですが、建設後は道路の改修計画も考えているのか、その辺も含めて答弁。

○財政課長（中屋謙治君） お答えいたします。

まず1点目の入札の関係ですが、今回市内を2業者、それから県内8業者ということで、5月17日入札を執行いたしております。入札の結果、市内業者が掲載しました2億600万円余りの金額で落札をしたということでございます。当然ながら、最低金額が落札をしたということで御理解いただきたいと思います。

○政策課長（田中和幸君） 建物構造の関係でございますけれども、鉄筋コンクリートの2階建てということで、この辺のところにつきましては、津波とか台風対策等も踏まえて、鉄筋コンクリート2階建てにして、なおかつ明治初頭の雰囲気を出すためにレンガ張りとかいう形にしたところでございます。

それと、越波対策につきましては、トイレ等を新たに建物のバリアとするために、別個建てとしておりまして、その辺のところも考慮した結果が今のようになっていると理解しております。

それと、道路の改修につきましては、現在の段階でも一応確認いたしましたところ、バスも通れるような状況ではございます。ただし、確かにあの辺のところには交通がなりますと、今後その辺の対策も改善していかないといけないのかなとは理解しております。

以上でございます。

○17番（東 勝巳君） この施設ができたときに、当然観光客も来る予定なんでしょうけれども、職員の配置とか必要だと思うんですが、維持管理費はどのくらいの見込みをしていますか。

○政策課長（田中和幸君） 維持管理につきましては、基本計画の段階でのまだ数字でございまして

ども、運営費が、収入が710万円、支出が1,250万円ということで、およそ540万円ぐらいの歳出超過になるだろうと試算しております。これの前提となりまして、入館者が2万3,000人ぐらいを一応見込んだ状態でこのような状況でございます。

それにつきましては、540万円の歳出、赤字になるわけですが、年間2億6,000万円ぐらいの経済効果があるんじゃないかということで、その辺のところカバーしたいなという基本計画時での試算でございます。

以上でございます。

○17番（東 勝巳君） 道路の拡幅は必要はないという考えですね。離合ができますかね。

○政策課長（田中和幸君） 離合はちょっとまだ難しいかもしれません。ただし、通れるということは確認しております。それで、一旦そこでお客様方をおろしていただいて、例えばコミュニティセンターの広場で待機するとか、そういうような当面の間は対策をとりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第33号いちき串木野市本格焼酎による乾杯を推進する条例の制定について質疑はありませんか。

○17番（東 勝巳君） 私、焼酎は飲めないんですけど、焼酎に乾杯は悪いことじゃないみたいなんですけど、この条例をつくる必要性とか、つくってどんなメリットがあるのかなと。ちょっと理解に、悪いことじゃないような気もするけど、そうかといって、こういうのを条例にしてどんなメリットが期待できるのかなと思いますので、もう少し説明をお願いします。

○食のまち推進課長（中尾重美君） ただいま条例の目的ということで御質問ですが、提案理由にもございますとおり、市民にとって身近なものであります乾杯、そういうときに本市の特産品である本格焼酎を使うことで、本格焼酎の普及を通じた焼酎文化

の理解並びに焼酎のつまとなる、あてとなる本市特産品のつけ揚げ、あるいはマグロなどの普及、そして新しい特産品の育成、振興、そういうことで地域が活性することを一つの目的として今回理念条例という形で御提案しているところでございます。

終わります。

○17番（東 勝巳君） 全国的にこの種の条例をつくってあるところは何カ所かあるみたいですけども、そこでの状況はどんな。活かされ方は。

○食のまち推進課長（中尾重美君） まず、京都市が昨年12月議会で可決されて、今年の1月15日に施行されております。その後、九州内の佐賀県の鹿島市が3月議会で提案されて、3月28日に可決、施行されております。最近、今回6月は6月7日に東広島市、広島の東広島市が、今3県とも議員さんの提案ということで、開会日に、6月7日に提案されてそのまま即決という形をとられているようです。

あとは、兵庫県の西宮が本市と同じく当局提案ということで、現在6月議会で提案中で審議されている、そういう状況で、焼酎につきましては、全国で初めて本市が条例を提案しているというところでございます。

終わります。

○17番（東 勝巳君） 何カ所かあったが、全部焼酎ですか。

○食のまち推進課長（中尾重美君） 済みません。京都市、佐賀の鹿島市、東広島市、西宮市、全て清酒のほうでございます。日本酒のほうです。焼酎は本市が全国で初めてということになります。

終わります。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

○16番（福田清宏君） 二、三お伺いします。

まず、この条例が提案されるに至った経緯を御説明いただけませんか。議員には、下迫田良信議長宛てにいちき串木野商工会議所会頭濱田雄一郎氏から平成25年4月16日に提出された要望書が、つい最近この条例の参考として6月13日付で送付をされたところであります。お伺いいたします。

○食のまち推進課長（中尾重美君） 今、議員が申されたとおり、京都市、鹿島市の議決を受けまして、

いちき串木野商工会議所から4月16日に焼酎の普及促進に関する条例の制定についてという要望がございました。同日議会のほうにも要望されたと思えます。

以上です。

○16番（福田清宏君） それから、次に3点伺いますが、この条例は市民の権利をどの辺まで制限するものでしょうか。

二つ目に、市民にどのような義務を課すものですか。

それから三つ目は、住民の自治の秩序と円滑な運営上、必要な規律だと思われませんか。お伺いいたします。

○食のまち推進課長（中尾重美君） 市民への義務と申しますか、努力事項ですが、乾杯の強制は当然考えておりません。焼酎による乾杯そのものの普及の促進を図ることを目的として、あくまでも身近な習慣である焼酎で乾杯するということを、市民の方には努力していただきたいと思っております。

それと、必要な規律につきましてですが、あくまでもみなさんに普及、促進の努力を図ってもらうということで、飲む機会がある飲食店のほうでポスター等で張ることによりまして、皆さんにそうした意識を持ってもらいたいと思っております。

以上です。

○議長（下迫田良信君） 市民の権利は。

○食のまち推進課長（中尾重美君） 権利と義務ということですが、あくまでも焼酎につきましては、皆さん自由でございます。飲むことにつきましては、それをあくまでも強要することではなくて、もし焼酎を飲まれる方があられたら、まずビールもございしますが、本市の特産品である焼酎を軽く1杯飲んでいただいて、また御自由に自分たちの好きな物を飲んでいただく。乾杯において、皆さんで本市の特産品が焼酎であるということ、売り上げが本市で8歳ありますが、200億円ほど、190億円の売上高がございまして、それにつきましては、また第一次産業の農業等も振興策になりますので、ぜひそういうことで、皆さんに焼酎を愛用してほしい、そういう目的でございまして。

○16番（福田清宏君） どうも御答弁を聞く限り、御答弁を聞く限り、権利もなければ義務もなしという。ましては、自治の秩序も円滑な運営上必要な規律でもありそうでもありませんし、産業の普及にかかわる条例には反対するものではありませんが、もろ手を挙げて賛成しますが、おおよそ少しこの条例の制定の要件としては、どうなのかなと思います。

この4月に今答弁されております食のまち推進課が発足をしましたね。私は、もうちょっと推進課で協議、審議をされて、そして食のまちづくり条例の中でどう動かれるのかなという思いをしていましたよ。といいますのは、条例ではなくて、宣言とか、決議とか、そういう形で出てくるものだろうなど。条例は市民の権利を縛ったり、義務を課したりというのが条例の流れじゃないのかなと思えば、少し今説明された産業の普及、今回焼酎の普及を通して、焼酎文化の理解の促進に寄与するという、少しどうなのかなという思いがしての質問でありました。

○議長（下迫田良信君） ほかに。

○15番（宇都耕平君） この焼酎の件に関しましては、旧市来町が昔、そういう形で商工会を中心にひとつ乾杯は焼酎でしようやという話があって、私もPTA活動をしている中で、そういう会合があるときはやっておりました。それが、もうだんだん廃れてしまって、ひとつ今度は合併していちき串木野市になり、ひとつやろうやというような今度は商工会議所の流れの中で出てきた話だと思っておるんですけれども、これをこういう条例化しても先ほど皆様方からの質問の中で聞いていますと、結局縛りがないような形であれば、だんだんやはり廃れて、形骸化してしまうような感じを受けるんですよ。

であれば、やはりぴしゃっとした形で条例が、条例ちゅうのは市の法律でのそれなりの縛りをつけてやっていただきたいなと感じるわけです。私は、旧市来町時代がそういう形で推進をした経緯があるんですよ。だけれども、もうなくなったような感じを受けるものですから、市長、できたらもう1回検討されて、やはり条例ちゅうのは、そこの一つの市の法律でありますから、先ほどから皆さんの質問があるように、ぴしゃっとした形で動かなければ、それ

はもう非常に経済効果はあると思うんですけども、話題性を持っていると思いますので。全国にもこういう焼酎でするちゅうという話題は非常にあると思います。いろいろな形でマスコミにも取り上げられていくと思うんですけども。であれば、それなりの形をぴしゃっとされたほうが、効果も上がるのではないかと感じるんですけども、市長の見解を伺います。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 今、宇都耕平議員がお述べになられましたとおり、本市は旧市来町がまさに焼酎のメッカといっても過言でないと思います。6社8蔵というのは鹿児島県でも第2位であります。

したがいまして、この条例が法的やはり義務とか権利ちゅうのを課せるものではないかという条例の趣旨そのものは私も理解できますが、御存じのとおり、さっき言いましたとおり、本県は焼酎王国、本市もそうであります。バブルがはじけたころから、バブルがはじける前も、今までもですけども、鹿児島県の産業を支えてきた、産業経済を支えてきた、雇用を守ってきた産業は私は大きく焼酎業界が位置づけされると思います。そういう思いで、その業界、焼酎に対してと申しますか、感謝する思いで威勢よく焼酎で乾杯という形を町を挙げてお互い呼び合うような形になれば、町に元気が、明るさがまた生まれてくるんじゃないかなという思いであります。

そして、この本格焼酎をぜひ日本の国酒にしたいと。そこまでみんなの力で持っていけたらなというように思いで、弾みをつけたいという思いで、この焼酎で乾杯という条例を、お願いをしたところあります。

○15番（宇都耕平君） 今おっしゃったように、その思い、趣旨ちゅうのは非常にわかるんですよ。わかるのであればあるほど、もう少し条例の内容をぴしゃっとした形にさせていただけないでしょうかと感じるわけです。

条例をしても拘束はしないと。であれば、それなりにまた流れてしまう。それを危惧して私は発言をしているわけですけども、そこらの検討はできないでしょうか、内容的に。

○食のまち推進課長（中尾重美君） 条例の形としましては、まず地方公共団体の行政機構、あるいは組織の管理等を定める本市でいえば、いちき串木野市行政組織条例という形のものや、権力的な規制措置を定めるもの、手数料条例と、そういう形のもの、ほとんどの形で占めております。

最近、本市におきましても、この焼酎の条例と同じく基本理念としまして、環境基本条例の中で基本理念を定めたり、いちき串木野市安心安全まちづくり条例という形で基本理念を定め、別に罰則を設けない、そういう形の理念条例もございます。今回、焼酎につきましても、あくまでも個人の自由であるということから、賛同される方々につきましても、焼酎で乾杯をしていただきたいということで今回こういう形をとったところであります。

終わります。

○15番（宇都耕平君） それでは、そういう形が、もし条例が通った場合に、それぞれのいちき串木野市が食のまち宣言をしたあれを各事業所、それなり、食堂やらそういうところ全部配りやったですよ。額に入れてですよ。うちの店にももらっております。ああいうふうのひとつ推進していただけるような推進額でも、また全体に広めるような形をとっていただければ、それなりに皆さんもそれを意識してそういうふうにしてしようやという盛り上がりも出ると思うものですから、そういう形をとっていただけないでしょうか。

○食のまち推進課長（中尾重美君） 先ほど業界のほうで以前この乾杯をしたいという形の動きがあったという話で、22年ほど前からそういう形もあったようで、県の組合のほうでなかなか取り入れてもらえなかったという経緯があったというのはお聞きしております。

現在の焼酎、県の組合のほうでは、薩摩焼酎宣言というのを別に設けられております。中身については、本県で製造された本格焼酎のみに薩摩を冠し、品質の保証をします。あるいは、鹿児島島の風土に感謝し、美しく恵まれた自然環境の保全に努めますというような形の理念の中で宣言をされております。

先ほど今回の乾杯の普及、促進につきましても、

本市のポスターがございますので、その中に増刷する場合には焼酎で乾杯というような形の文言を入れたりして各店のほうに普及を図ってもらうとともに、主体的なメーカーのほうには、何らかの乾杯しやすい25度でなくそのまま飲めるような焼酎の普及あるいは飲みやすいぐい飲み等の提供、そういうのもメーカーのほうでは考えていらっしゃると思いますのでそこら辺につきましても、メーカーのほうと普及について努力するようにしていきたいと思っております。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

○3番（宇都隆雄君） 今の焼酎で乾杯という一つの条例制定の中で、いろいろと質疑が出ておりますが、やはり推進の手法として、答弁をお聞きしますと、ちょっと表面で走ってしまうんじゃないかなという気がいたしてなりません。

で、この条例案が出たときに、即感じましたのは、今テレビのコマーシャルの中で、焼酎のコマーシャルの中で、昔の方々が円を組んで手をたたきながらやっていますね。あれが焼酎文化だと思うんですよ。だから、個人的に私も地域の郷土芸能にかかわっておりますけれども、七夕踊の一例をとりますと、まさにこの焼酎文化から入っているんですよ。だから、青年に入って焼酎の沸かし方、つぎ方、食器のそろえ方等々はこの文化が最初からたたき込まれて大きくなってきているんですよ。それが、今現在そういう形で郷土芸能も本当に存亡の危機に入っているんですけれども、要は焼酎で乾杯してくださいという呼びかけも大事なんです、そこには地域の歴史的な伝統行事というのがやっぱりないことには、一人で乾杯というのはあり得んことであって、だからそういうところから地域のきずな、盛り上がりをも深めていかないと、本当の焼酎文化というのが出てこないんじゃないかなという気がするんです。

ですから、1点だけの確認、質疑ですけれども、そこらあたりの推進の仕方というのを、今までやってきたのがだんだん歴史的に薄れてくる、そこらあたりから取り組んでいくというという考え方等はどうにお考えでしょうか。1点だけ伺います。

○食のまち推進課長（中尾重美君） 今議員のほうから焼酎文化というお話がございました。本県の中

で焼酎というのは、1日の中で締めくくりに、疲れを癒すだいやめの文化、あるいは焼酎に合った酒のつまみ、醤油、つけ揚げ等も焼酎に合った甘い文化、そういうのがございます。今もお話のとおり、いろいろな祭りの中で、焼酎は飲み交わされて、昔であれば青年団の活動の中でも焼酎を飲みながら先輩、後輩のきずなを築いていく、そういうアイテムであったかと思えます。

今おっしゃるような地域の祭り等にも、当然七夕祭、祇園祭、そういうところでも飲む機会が多いので、そこにも働きかけまして当然乾杯を引き継いで、お願いしていきたく思っております。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

○3番（宇都隆雄君） そういうことで、我々は小さいころも鹿児島の場合のなんこ大会とかやって、それを小さいころから見ていて、やっぱり何はなくても隣近所みんながきずなが深まっておれば、いろいろな悩みを解決していくというこの文化を消してはならんと、そこにやっぱり焼酎を結びつけていくという形をぜひ含めての推進というのを切にお願いしたいと思います。答弁は要りません。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第34号いちき串木野市B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

○17番（東 勝巳君） 提案理由に体育館の会議室の使用などを設けるとかありますけれども、この趣旨と理由をお願いします。

○市民スポーツ課長（中村安弘君） 今、東議員より質問がありました点につきましては、いちき串木野市のB&G海洋センターにつきましては、昭和53年度体育館が開館いたしました、それ以降まだ料金設定をしておりませんでしたので、今回料金設定をして市民がより使いやすいようにしていくために設定するものでございます。

○17番（東 勝巳君） 私は、ドリームセンターが中央交流センターに設置されたので、海洋センター

の会議室等のこういう改善をして、野平の交流センターにかえる考えなのかなとちょっと思ったんですが、そういうことではないですか。

○財政課長（中屋謙治君） 今回提案しておりますのは、あくまでも海洋センターの会議室、この使用料、それとあわせて冷暖房を使用する際の料金設定するものでございます。

終わります。

○17番（東 勝巳君） いや、だから、もうあと野平だけじゃないかと思うんだけど、交流センターないところは。だから、海洋センターの活用はどうかのかなとちょっと思ったりもするんだけど、そういうことはできないんですか。

○まちづくり防災課長（久木野親志君） B&Gを野平地区の交流センターにどうかということですが、おっしゃるとおり、野平地区など既存の公共施設等をまず主眼に置きながら交流センターのあり方を今検討している最中です。その中で、そういう一つの考え方としては、参考にさせていただきたいと思えます。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第35号いちき串木野市産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、予算議案第2号平成25年度いちき串木野市一般会計補正予算（第1号）について質疑はありませんか。

○5番（南竹篤己君） 教育振興費についてお伺いをいたします。道徳教育総合支援事業というのが、新規で上がっているわけですが、道徳教育の質の向上、その一層の充実を図るということを書いてあるわけですが、詳しい内容説明をお願いいたします。

○教育長（山下卓朗君） これは、文部科学省で本年度から新たに全国抽出して、何校か何地区かに指

定をする事業でありまして、やはり生徒指導上、最重点課題として心の教育といえますか、豊かな心をつくるということが大事だという意味から、毎時間の学校の道徳の時間の充実ということに加えて、地域とか家庭とかを含めた事業としてこれから内容を検討していくという大きな事業の一つであります。

本市としましては、道徳教育ということも重点的に考えておりまして、また水曜日には羽島小学校、羽島中学校を会場に日置地区を中心とする先生方が集まって、道徳教育の授業研究ということも進めておりますので、そのような学校の活動と、それを地域で、または家庭でどのように広げていくかということの研究を含めた事業ということでありまして、まだ具体的にここでどうするこうするというは、これから検討していく事業であって、これから続く事業と考えていただければありがたいと思います。

○5番（南竹篤己君） 今教育長が言われましたように、自民党のマニフェストの中にも道徳教育の充実を図るといふ、いじめ対策に伴うことがマニフェストの中にあるわけですが、それに伴うことだろうとは思いますが、今現在、小学校で道徳授業が何時間あるのか。低学年、高学年で違うかもしれませんけれども。それと中学校で何時間程度あるのか、そこをちょっとお知らせください。

○教育長（山下卓朗君） 小学校、中学校合わせまして、毎週1時間ずつということで、平均して35時間ということになります。それを道徳を中心にして考える、一定時間をつくった、設定した道徳の時間です。そして、それを波及する形でそれぞれの学校の教育活動の中で、道徳的教育をします。実際に、授業は週に1時間、年間35時間ということになります。

○5番（南竹篤己君） 今聞いたわけですが、今回そのような研究会等をされて、今後授業数が増える方向になっていくものでしょうか。

○教育長（山下卓朗君） 皆さん御承知のように、国の方針として今後道徳の時間を道徳科という教科に格上げすればとか、そのような計画が教育審議会等でなされておりますけれども、まだそれは案の段階でありまして、本当に教科になるのかどうか

というのはわかりませんが、その方向を見ながらまた進められていくと思いますけれども、本市の場合には、平成20年以来、学校支援事業という事業、それから家庭教育支援事業という両方の事業をとって、今日まで充実した活動がなされておりますので、それをくくめた形で、やっぱり心の教育ということに焦点をあてて、町を挙げてといえますか、市を挙げて子供たちの教育に取り組んでいかなければならないという観点から、広い観点から今度の事業を導入しようとしていることでもあります。

以上です。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

○17番（東 勝巳君） 歳入の所管委員会からですけれども、今年は選挙があつて、国の予算が大分おくれたんですね、決定が。5月になったのかな。最終的に決まったのは。そういう関係で、2012年度の補正と地域の元気臨時交付金というのが出されて、この間、国会で予算が決まる間のつなぎ間、15カ月予算といわれていますけれども、実質上、平成25年度の予算として位置づけられているんですけども、たしか補正予算のほうはいろいろこれまでの計画、耐震工事やいろいろしたように思うんですが、この元気臨時交付金の点では、かなり地方負担が通常のものよりも負担がないということで、補正予算の中身は今年度の予算執行をするんだけれども、地方負担が軽減されるので、財源的にはその分だけ見ると余裕が出てくるというような言われ方をしているんですが、その点の説明をひとつお願いしたいと思うんです。

それから、数日前に政府が地方交付税について、地方の施策の状況を見て、審査をして交付税を決めるというようなことを言っておりますけれども、もうほとんどまた追加予算にも出てくると思うんで、給与の関係もありますが、地方交付税をこれまでも実際は、前も平衡交付金といっていたんだけれども、全国どこの自治体でも平均的なサービスができるよということ、今でいえば、国税五税ですかね。ここへ五税を財源として、財源の足りない分を補填をするということだったんだけど、国税五税の財源がなくなって、なくなったときには、税率を変えて

補填をするということで、従来はそういう形で国税五税の税率を変えてやってきて、もうここ数年、最近は足りない分はその交付税法に基づく補填措置をしないで、臨時財政対策債という借金をして、この交付税を穴埋めすると。地方財政法では、そういう一般行政に借金をして使ってはいけないとなっているのをそういう違法といいますか、法律にもとるようなやり方で、ずっとやってきたんですけれども、今度のそういう政府の言い方は、地方の固有財源をどう使うかというのは地方自治体の権限なのに、国が査定をして国のいうことを聞かないようなところには、交付税をやらないよと言わんばかりの言い方ですけれども、こういう問題について、市長の考えも聞きたいし、地方自治体としてこういうことがあったときに、とんでもない発言じゃないかと、抗議をアベノミクスはどの面でも暴走をしていますが、地方自治体に関しても、何かもうとんでもないことを言いだしているように思うんですけれども、その点についてのお考えをひとつ。

それからもう一つ、予算書で土木費の概要説明の8ページ、1、2、3、4の改良事業がありますけれども、これをちょっと説明してほしいと思います。

それから、農林水産業費では、いろいろ補助金が出ていますし、鳥獣被害防止の問題とか、農村活性化推進施設とか、林業費も出ていますが、補助金はやはり市長が言うように、使い勝手のいいものにしてはいけないんですけれども、先日の一般質問でもいろいろ出ましたが、鳥獣の場合には、市長が言うように、人が山に行かないとか、人家と山との境界が余り接近しているために、鳥獣の被害が非常に広がっている点があって、里山を竹林の補助を出すとかされているんですけど、竹林も4月から始まって、たった1件しか来ないという状況なんですけど、実際はこういうのを使って里山を改善をして、鳥獣被害を防ぐんだと、そういう政策を、一応補助は出したけど、所管課がそういう関係者を呼んで、こういう補助も出るので一緒に里山をよくしましよとか、そういう該当者を集めて説明をすとか、一緒に里山に入るようにすとか、そういう心というか、体制というのが本当になんないんじゃないかなと。

同僚議員の質問で、環境保全型農業を進めていますね。市が進めているんですけど、ところが、私はもう数年前からずっとヤブサメ養鶏の鶏糞だけで化学肥料を一切使わないで水稻をつくっています。もう数年やっているんですけど、同僚議員の話で、これは補助が出ると聞いて私はびっくりしたんです。全然知らなかった。そりゃあ、知らないほうが悪いといえば、しょうがないんですけど。大部分の人が知らないんじゃないかと。

私は農協の堆肥センターの堆肥を使う場合に補助があるのは知っていたけれども、民間の鶏糞などを使った場合には補助が出るとは知りませんでしたけど。私も知らないけれど、竹林と一緒に、竹林は古川興業はとるんですけど、ここに職員も言ったら7円というか、今度は8円になるんじゃないと。そんなの知らんと。所長の古川君に聞いても、いや、それは聞いておらんと言う。全然こういう補助を活かす道が通っていない。

環境保全でも、僕はもう数年とっているわけだから、もし農政課がヤブサメ養鶏にちゃんと補助が出るんですよと言うとけば、ヤブサメ養鶏が私に教えるはずですよ。1俵これだけだけど、補助が出るから安くなるんですよ。竹林にしても鶏糞にしても、その事業者も利益になるわけだから、安くて販売すると量が増えるというんで。そういう点で、いろいろな補助金も出すけれども、それが本当に活かされると。里山保全でも竹林環境保全でも、そういうところがないと、職員がいなくて体制がないのか。それはもう議会で言うから仕方なしに補助金を出したけど、それから先はもう農家で考えよみたいな、そんな行政じゃないのかなと私はこの一般質問を通じてつくづく感じました。

そうじゃなくて、もっとやっぱり補助金を出すなら出すで、それが活かされるような積極的な施策をしないと、せっかく補助金を出しても意味がないんじゃないかと。これはもうリフォームも一緒ですよ。説明をしないと。その点について答弁をお願いします。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 地方交付税のあり方という

お話でございました。地方交付税というのは、申すまでもなく、地方固有の財源であります。そして、地方の財源調整をすることを目的としております。

昨日の一般質問で、一昨日ですか、一般質問の中で、今回公務員の給与削減のお話も出ました。これはやはり、申し上げました通り、私どもは地方6団体、全国都道府県知事会を初め皆様方の全国市議会議長会、地方6団体一緒になって、このことに国に対して地方の声を反映をさせるということで努力をしております。

したがって、この公務員の給与削減につきましても、猛烈に、猛然と私どもは抗議を、抗議といえましょうか、意見を述べております。今後、6月5日の全国市長会におきましても、国と地方の協議の場ということを通してやるべきだということを決議をしたところであります。

今、国民挙げて望んでいるのは、地方分権であります。地方分権を確立してこそ、全国の国としての発展はあると私たちは思っておりますし、地方6団体としては、あくまでも国と地方は対等だという立場でものを申し上げております。これからも皆さん方の御意見賜りながら、そういった国の一方的な論拠に基づかないような形で進めるようにこれからも努力をしてまいりたいと考えております。

○財政課長（中屋謙治君） 1点目の地方の元氣臨時交付金の関係でございます。今回、予算の概要、資料の6ページのほうに内容は記載をしたところでございます。

記載内容と重複いたしますが、今回、地方負担分の8割ということで、この臨時交付金が創設をされております。したがって、従前としますと、かなり有利な形の手当がされたと思っております。

資料に記載しておりますように、今回の地方負担分が1億200万円余りでございます。これに対しまして80%参入され、今回8,198万円5,000円を財源として、それぞれ事業を予算計上したところでございます。

終わります。

○土木課長（平石英明君） 補正予算の概要の8ペ

ージの土木費の道路新設改良費の4点を御説明いたします。

まず1番目、市道西岳2号線道路改良事業新規分です。これは、串木野ダム入り口から200メートルぐらい上がったところで、前年度行いました続きを行うところでございます。これは主に舗装工事を行います。

2番目、市道小菌線道路改良事業で、新規でございます。これは、小菌集落の公民館の近くでございますが、東側の入り口から約35メートルを道路改良を行います。

3番目、市道大菌河内線道路改良事業新規分。これは五反田川の河原橋から大菌集落に向かうちょうど真ん中あたりになるわけですが、200メートル間ですけれども、これも改良工事で主に舗装工事を行います。

4番目、市道小中原線道路改良事業追加分です。これは、中原公民館のところでございますが、西側の入り口から240メートル間、ちょうど公民館付近まで来ると思いますが、改良工事を行います。

以上でございます。

○農政課長（満菌健士郎君） 先ほど申された堆肥助成の補助金、それから竹林改良の補助金につきましてでございますが、堆肥助成につきましては、これまでも講習会、あるいは巡回指導等で説明してきております。それから、広報紙でも広報を図るところでございますが、引き続き、周知、広報に努め、それから、堆肥の利用可能な事業所につきましても、こういう制度がありますという掲示を今後お願いしてまいりたいと考えております。

それから、竹林改良の補助金につきましても、一般質問でも答弁をいたしましたように、事業所のほうへ張り紙をしたり、あるいは、PRの広報に努めてまいりたいと考えております。

○17番（東 勝巳君） 市長、企業会計の問題もありますけれども、そういう地方の交付税の財政の使い方を査定をして、それによって交付税をいろいろ考えると、そういうのは意見を言うとか陳情とかそんな問題ではなくて、これははっきり言ってやっぱり抗議ですよね。間違ったことを言っているわけ

だから。だから、こういうのを許していったら、地方自治というのは全く国の言いなりになる、そういう重要な問題になるので、ぜひ市長会あたりでも、強力な抗議行動をして、暴走をとめないで大変ですよ。これは市長に限らなくて、原発もそうですけれども、ぜひ頑張ってもらいたいと思うんです。

それから、元気交付金で一般財源が浮いたというのは、8,000万円ぐらい浮いたという理解でよろしいのかなというのが一つですね。わかりました。

それから、環境保全だけど、僕も知らなかったけど、私は農協の堆肥は補助金が出ると知っておったんですよ。だから、そういう民間の鶏糞なんかも対象になるっちゃうのは事業者にも教えてないの。ヤブサメ養鶏からずっと何年もとってるんだけど、そんなのは全然話が出ないですよ。それは、農家も知っているし、事業者もそのことで販売量が増えて、利益を受けるし、全体として環境保全農業が進むわけだから、そういう点では非常に、何ていうかな、心が通っていないというのか、届いていないというのを痛感しています。農協以外で堆肥はどこが補助対象になるのか。済みませんけれども、もう一度お教えてください。

それから、市道はダムからカーブを今改修されたけれども、あれから上はそんなに路面が悪いですかね。路面を言えば、もっと上のほうの鎮国寺に届く阿弥陀像のあれから徐福像にいきますでしょう。林道のあれから阿弥陀像に行く、あの辺の2号線ですかね、あの辺の荒れ方はひどいので、むしろあそこを、上のほうをすべきでないかと。

それから、阿弥陀堂で行くあそこはカーブをとるような構えをくいを打ったりしてありますけれども、あそこはカーブをとって曲線にする計画なのかな。そういうふうに思いますけれども。上のほうは改善は、下よりも上のほうがもっと道路が悪いですから、どうなっているかお願いします。

それから、小菌も河原橋から上とおっしゃったけど、つくしの事務所があったあれからちょっと上り坂がありますが、あの上り坂あたりまでですかね。それから先は計画はないわけですか。200メートルぐらいとおっしゃったけれど。やっぱり向こうまで

届くような改良を続けてほしいと思うんですけども、そういうふうに理解して。それは、大菌河内線のことです。とりあえずそれだけです。

○財政課長（中屋謙治君） まず1点目の地域の元気臨時交付金でございますが、先ほど説明申し上げましたように、従来であれば、この8,100万円余り、こういったものがないということで、捉えようによっては、失礼しました。この8,100万円余りを使って起債しましたような新たな事業が実施できたということでございます。

終わります。

○土木課長（平石英明君） 最初の市道の西岳線の上のほうでございますが、市道西岳線につきましては、現在、ダムの入り口のあの付近をずっと改良を、下の方です、下のほうを改良をするように年次的に計画しているところでございます。議員のおっしゃる上のほうの改良につきましては、現在のところ考えていないところでございます。

それから、大菌河内線ですが、年次的に計画して改良を進めてまいりたいと思っております。今回の河原橋から200メートル入ったところというのは、既に工事が進められているところでありまして、そこの舗装を計画しております。

○17番（東 勝巳君） 答弁がありません。

○農政課長（満菌健士郎君） 環境保全型農業の堆肥助成のことについてでございますが、現在市が指定しております事業所というのが、尾崎牧場、オクト、ヤブサメファーム、それからJA、それから畜産農家が2軒、合わせまして全部で6の事業所でございます。設置当時は、この制度を始めるときには説明をいたしておりますけれども、また改めてこういう制度がありますのでということで、利用者の皆様には周知を呼びかけるようお願いをしております。

○17番（東 勝巳君） 利用者だけじゃなくて、事業者にもちゃんとこういう制度があると言わないと、事業者も利益を受けるわけだから。安くなれば販売量も増えますからね。僕は、何年もしとるのに、ヤブサメ養鶏も何も言わんから知らんのだと思いますよ。だから、そういうのをもっと徹底して、業者か

らも推進をするという形にね。竹林にしても一緒にすけれども、そういうふうにしなないとせつかくの予算が活かされないよ。

それから、西岳2号線ですけれども、上のほうは改良とすればなおいんだけど、まあ狭いですからね。改良すればなおいんだけど、とりあえず路面が悪いですよ。

それから、阿弥陀堂に到達するあのカーブは、何か木をこう切って、カーブをとるような構えになっているけど、計画はあるわけじゃないんですかね。

だから、その分が一つと、路面の改良は金もかかるけど、今ある非常に通りにくい、でこぼこの路面を補修するのはそんなに大きな金も要らないので、ぜひ取り組んでほしいと思いますけれども、答弁を求めます。

○土木課長（平石英明君） 補修等につきましては、逐次道路の維持管理上しておりますので、もう一回現地を確認いたしまして、補修等の修理は行いたいと思っております。

○農政課長（満園健士郎君） 先ほど答弁をいたしましたように、環境保全型農業につきましては、事業者6社ございますので、そちらのほうに改めてこの制度の説明と推進をお願いし、それから制度についての掲示等についてもお願いをしてみたいと考えております。

以上です。

○17番（東 勝巳君） 違うの。カーブの関係は。

○土木課長（平石英明君） 今ちょっと確認をいたしましたけど、改良等での計画はございません。それで、現地を確認しまして、危ないところは維持補修で修理をしていきたいと思えます。

○14番（原口政敏君） 先ほど有害鳥獣の駆除なんですけれども、今回から県の補助が出ましたよね。そこで課長にお伺いしますけれども、私ごとで大変恐縮なんですけど、先月有害鳥獣駆除を11羽出してわけがわからなかったものだから、写真を今度撮影がありますね。カラスだったんですけれども。それが事前に聞いていたらよかったんだけど、そのカラスの現場で写真を撮るらしいんですよ。僕は知らずにおって、展示場で11羽、6羽と5羽だったかな、

撮って申請したらちょっと手違いがあったと。だから、やかましく言われたということで今朝電話がきて、もう、なら鳥獣駆除はせんがと言ったんだけど、やっぱり課長、手違いがあるものだから、やかましく言わずに指導せんないかんと思うんですよ。

初めてのことから、僕も知らなかった。だから、僕は展示場で写真を撮って、カラスを撮ったんだけど、じゃなくて現地で撮るらしいんですよ。それを知らなかったもんだから、そういうことで手違いがあるから、やかましく言わないで指導して、これはこうですよと言っていただけませんか。僕は鳥獣駆除はもうせんと言った、今日。ならせんがって。そんなね、初めてのことなだからね、間違っただけはやかましく言ったらしくなりませんよ。

僕は担当が来たから、そんならもう僕はせんでと言った。11羽おって、1万もらってももらわんほうがよか。ただ、有害鳥獣駆除に協力しただけのことであって、ちょっと間違っただけでやかましく言うてこられりゃ心外ですよ。だから、それは優しく指導していただきたい。間違いはあるわけだから。ねえ、課長、それだけあなたに要請します。いいから、もう答弁は。そういうことがあったということあなたに言いたい。いや、よかよか。僕がこれだけ言うたんだから、ぴしゃっとそれだけね。いや、よかです。よかでもう、言うたことで。今後はそういうことで指導してください。

○農政課長（満園健士郎君） 今度新しく国の制度が始まりまして、その対応を猟友会の皆様をお願いしているわけですが、捕獲の状況によりまして、国の制度で、現場で、とったところで写真を撮るといったような制限がございまして、それについて事前に猟友会の皆様を通じてお話をしたところでございますけれども、やっぱり細かいところの指示というか、対応について、まだ国、県のほうも細かく詰まっていない状況がございました。それで、県のほうにこういうケースはどうですかということ問い合わせたりして今やっているところでございます。それで、第1四半期の6月いっぱいが終わりますけれども、第2四半期にはなるべくというか、

もう本当に多くの捕獲した鳥獣が国の補助対象になるような指導を、写真の撮り方とか、そういうことについて改めて猟友会を通じて説明をさせていただきたいと考えております。

○14番（原口政敏君） カラスを11羽撃ちましたけれども、大里の田んぼの中だったです。11カ所とも場所も違いますよ。だからあれ1回1回写真を撮られて言ったら大変だよ。僕の女房は嫌がって、お父さんとりたくないって、カラスはって。そう言わんでとってくれんかっていうようなことでとってもらったんだけど、あれは11羽、田んぼがもう全部違うんですよね。あれだけ写真を持っていくちゅうのはみんなしやれんち思う。僕はほんと、もうしたくないっち思いましたがよ。だから、県の補助は要らんで言うたんだけど、やっぱりそういうところもどうしても現場で撮らないといけないんですか。大変だよ、写真機を持ってね。一人ではできませんからね。写真撮ってもらわないかんわけだから。そして、あれも大きくもう書いて撮らないけませんよね。だから非常に大変だ。だから、そのところの緩和はできないの。

○農政課長（満園健士郎君） 今鳥の部隊の皆さんについてそういう話があるということがありますので、こういう実情があるんですということをまた県のほうにも要望をしてみたいと思いますが、現在のところ、国、県が示した要綱では、そういうこととございますので、御理解いただきたいと思えます。その要望については、また改めて県のほうに要望をしてみたいと思えます。

以上です。

○14番（原口政敏君） 市が800円、カラスでいえばですね。県は200円ですよ。たった200円しかくれんとにごちゃごちゃ言うなって言いなさい。たった200円しかくれんと11羽撃ってやかましく言われてしたくないよ、ほんと。もし、本当に有害鳥獣を駆除するんだったらね、やっぱり緩和してもらわんなね。1回1回写真を持って田んぼを走りまわっちゃ、これはしたくないよ。うちの女房は、お父さんしなさんなって、ようせんがって言った、もう。だから、そういうところは緩和するように県に言うて

ください。お願いします。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

○農政課長（満園健士郎君） ただいまの御意見の趣旨をまた県のほう等にお話をしてみたいと思っております。

以上です。

○15番（宇都耕平君） 教育費の中の10款、その中で小学校費で、旭小学校の改修工事に係る工事請負費の計上が出ておりますけれども、内容説明をいただきたいと思えます。

○教委総務課長（臼井喜宣君） 補正予算の概要の9ページに今回、旭小学校の改修事業の関係で掲げております。

平成24年度3月補正で計上いたしました旭小学校改修事業につきましては、当初国の補正による森林整備加速化・林業再生事業により実施する予定でしたが、最終的な国との調整で補助対象外であることが判明いたしまして、補助対象分を今回お願いをしているところであります。

なお、この経緯につきましては、旭幼稚園の屋根外壁塗装工事が完了いたしましたことから、教育委員会では次の段階として、旭小学校の校舎の屋根塗装等を計画をいたしました。その計画を練る段階で、現在板張りとなっております校舎外壁等が経年劣化によりかなり傷んでいる状況がございました関係で、外壁がそのような状態であれば、当然、内側、構造体もかなり傷んでいるということが想定されましたことから、3月補正の段階でこの林業整備加速化・林業再生事業県産材を使った事業で行おうということで補正をお願いしたところであります。

その中で、議決後事業にかかわる手続を進める過程で、この事業については木造施設の改修事業には使えないと。非木造から木造に切りかえる分については可能だけれども使えないというような話が出てまいりました。最初の段階で、旭小学校の校舎の写真、現在木造でございますので、木造の写真等を示しながら、県のほうにこの事業を使えるかということで、再三確認をとりながら進めてきたところでございますが、その段階では大丈夫というようなことであつたんですけれども、最終的に国に上げる段階

でそういうことでやはりだめだということが判明しました関係で、今回繰り越し事業をやめまして、平成25年度事業で補正という格好でお願いをしたということでございます。経緯については以上でございます。

○15番（宇都耕平君） 県のほうに再三確認をしたと。県にこれまでの事業の中でそれぞれ失敗やいろいろあると思うんですけども、確認をした上で、今度は県が国に申請したところがだめであったと。先ほどもこういう形で県はたった200円のがどうのこうのと。もう少しそこらはぴしゃっとした流れで確認して、県にも責任があると思うんですよ。何でそういうような形をとったのか、県の説明をここに引っ張って来てでもせんないかと私は感じるんですよ。

そして、繰越明許で3月で補正を組んで、今年度6月でやるという形で動いているんですけども、全く県に振り回されたような感じで、いちき串木野市も、またそういう形で一般財源のあれを入れなければならない動きになりますが、そこらの関係は県にはどのような形で説明をもう少し強化し、それなりにちゃんとした動きをしなかったのかというような申し入れはしなかったんでしょうか。

○教委総務課長（臼井喜宣君） その件につきましては、教育委員会の総務課、事業を紹介していただきました農政課、財政課、県の地域振興局並びに県かごしま材振興課に出向きまして、既にそういう議会の関係もお願いして議決をいただいているということで、どうしても無理かということ、それからそういう事業を該当しないという状況がどういう経緯で判明したのかというようなことにつきましても、強く申し入れをしながら、今回こういう格好の手続をさせていただいたということで、強く意見は述べております。

終わります。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、療特予算議案第2号平成25年度いちき串木

野市療育事業特別会計補正予算（第1号）について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

なお、ただいま議題となっている議案の付託については、一時保留いたしますので、御了承願います。

△日程第12～日程第19

議案第36号～水道予算議案第2号一括上程

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第12、議案第36号から日程第19、水道予算議案第2号までを一括して議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔市長田畑誠一君登壇〕

○市長（田畑誠一君） 本日、新たに提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。議案第36号いちき串木野市職員の給与の特例に関する条例の制定についてであります。

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与の減額支給措置に鑑み、職員の給料月額を減額するため制定しようとするものであります。

減額の内容は給料表の級の区分に応じ、1級及び2級については4.0%、3級から6級については5.6%減額するものであります。

なお、減額の実施期間については本年7月から平成26年3月31日までといたしております。

議案第37号いちき串木野市市長及び副市長の給与に関する条例及びいちき串木野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の内容は今回実施しようとする市職員の給料減額措置に準じて、給料月額の減額措置を行うため、現在実施している特別職に係る給料月額の減額措置に加えて改正しようとするものであり、市長の現在の減額率10%を20%に、副市長については5%を15%に、教育長については1%を10%にそれぞれ変更しようとするものであります。これらの改正に伴

う影響額は共済費を含めて一般会計で一般職員分6,730万円、市長、副市長及び教育長分で100万円、その他特別会計及び企業会計分を含め合計7,160万7,000円が減額となる見込みであります。

議案第38号いちき串木野市自治基本条例の制定についてであります。本市の自治に関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりの主役である市民の権利と責務、市議会及び市の役割と責務を明らかにすることにより、市民自治によるまちづくりを推進し、将来にわたって豊かな地域社会を実現するため制定しようとするものであります。

次に、予算議案第3号平成25年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は規定の歳入歳出予算の総額から歳入、歳出それぞれ7,036万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156億2,120万円とするものであります。

補正の内容は、歳出において、議案第36号及び議案第37号による市職員330人分及び市長、副市長、教育長の給料減額措置に伴う給与費の影響額6,830万円の減額を各款にわたり、補正するとともに、特別会計への繰入金206万5,000円を減額しております。これに伴い、歳入は17款繰入金で財政調整基金繰入金を減額するものであります。

次に、簡水特予算議案第2号平成25年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ41万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,888万3,000円とするものであります。

補正の内容は歳出において、1款簡易水道事業費で、職員二人分の給料減額措置に係る給与費の減額であります。歳入は3款繰入金でこれに伴う一般会計繰入金の減額であります。

次に、公下水特予算議案第2号平成25年度公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、規定の歳入歳出予算の総額か

ら歳入歳出それぞれ118万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,823万3,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出において1款総務費及び2款事業費で職員5人分の給料減額措置に係る給与費の減額であります。歳入は4款繰入金でこれに伴う一般会計繰入金の減額であります。

次に、療特予算議案第3号平成25年度いちき串木野市療育事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ46万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,152万1,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出において1款総務費で、職員二人分の給料減額措置に係る給与費の減額であります。歳入は2款繰入金で、これに伴う一般会計繰入金の減額であります。

次に、水道予算議案第2号平成25年度いちき串木野市水道事業会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は給料減額措置に伴う給与費の減額で、収益的支出において、水道事業費用の営業費用で、職員7人分の給与費124万2,000円を減額し、収益的支出の総額を3億9,046万7,000円といたしております。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決していただきますようお願いを申し上げます。

○議長（下迫田良信君） これから質疑に入ります。

まず、議案第36号いちき串木野市職員の給与の特例に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

○1番（平石耕二君） 去る6月14日の南日本新聞によりますと、自治体半数カットへという項目で、自治体の公務員給与減額への取り組みとして、既に減額済み9.3%、職員団体と協議するなど減額方向で対応40.4%、合わせて49.7%。それから、少なくとも7月からの減額は見送り9.2%、減額するか検討中41.1%ということであります。49.7%と50.3%という全国的な数値でございます。

県内19市の状況が、一番新しい情報でどのようになっているのか、ちょっとお願いします。

○総務課長（前屋謙三君） お答えいたします。今回の給与削減についての県内の各状況、各市の状況を申し上げます。

私どもが一番新しい時点での情報として持ち合わせているのが、今年6月14日時点ということで御報告させていただきます。

県はもちろん新聞紙上等で現在提案されていますが、残り県内の19市中1市だけが削減しないと。これはラスパイレス指数自体が国を下回っておりますので、この1市については削減しないという方向が出されておるようですが、これを除いた残り18市中では12市がこの組合との妥結に至って提案の形になっております。

また残り6市についても、削減の方向で今組合との交渉中ということでお聞きしているところでございます。

終わります。

○1番（平石耕二君） 最終本会議までの日程までまだ期日が残る中、本日上程するに当たって、職員組合との協議、あるいは理解を得られたのか。事務方のトップ、副市長にお聞きします。

○副市長（石田信一君） 組合との協議の件についてでございますけれども、これにつきましては、去る4月12日に本市における提案をいたしまして提示をいたしました。それから、交渉をその日を含めまして3回ほど行いまして、6月10日に組合と妥結をして理解を得ていると理解しているところでございます。

○1番（平石耕二君） 私も在職中、人事担当という立場で職員組合と話し合いをした経緯がございます。これは、元県職員労働組合の先駆者であった串木野市長のもとで薫陶を受けて行ったときでありました。

その内容は、何事も他市として突出するなということ。それから、職員にとって有利なことは先んじてやりなさい。それから、不利になることは急いでやることはない。相手の考え方もよく聞きなさいという考え方のもとに交渉をしたものでござい

ます。

私はこの東日本大震災の財源とするためとか、本年度の地方交付税を減額するとかいうことに対して、職員皆さんが理解をしているものと思っております。過去において、途中の上程というのものもあるのかもしれませんが、最終本会議当日の上程というケースもございました。そういうことから、職員が、うちは市長初め当局が、よく我々の考えもよく理解してくれているんだなという考えのもとに立ったら、じゃあ、我々も頑張るがと、気張らないかんぞというような気持ちになってくることもあると思います。そういうことを考えて質問したところでございます。

○17番（東 勝巳君） 一つは、今度の議案が通ったときに、ラスパイレス指数はどんなふうになるかと言うことが一つですね。

それから、総額7,160万7,000円という説明がありましたが、これは例えば給与を減らすために、さっきと同じあれですけれども、国が勝手に交付税を減額したという減額された額とこの7,160万円との関係、それから、国は7.8%給与を減らしたのかと思うんですけども、今度の本市の措置は国のこういう数字の出し方に照らして、何%になるのかというのが一つですね。

それから、今アベノミクスで金持ちがどんどん株でもうかって、円安でみんな暮らしが大変になっているんですけども、今のこの不況を克服するためには、民間に限らず働く人の給与を上げないと、今のこの不況は克服できないと言われていたのに、繰り返し職員給与を減らすということになっていきますけれども、職員給与を減らすんじゃなくて、職員給与に合わせて、民間の給与を上げるということが、今全体の景気回復にとって必要だと思うんですけども、この点についてどのようにお考えかお伺いしたいと思うんです。

それから、今度の給与改定では、手当も入っているのかと。通勤手当とか管理職手当とか期末手当とかですね。そういうのは説明はなかったですけども、給料1本、報酬1本になっているのかというのが一つ。

それから、職員給与はもともと労働基本権をはく

奪する代償として、人事院勧告に基づく給与改定が国の方針としてずっと定着してきたのに、人事院勧告なしに国が自分の国家公務員をやったから地方もやれとか、交付税を減らすとか、それも本当にむちゃなことやと私は思うんですけども、このやり方についての御意見も聞いておきたいと思います。

とりあえずそれだけ答弁を求めます。

○総務課長（前屋謙三君） お答えいたします。

まず、今回の給与削減後のラスパイレス指数はどうかという分ですが、今回のカット後については、99.9ということになります。

それから、交付税と比較した場合の金額ですね。交付税のカット額分につきましては、平均国並みの7.8%削減という形での削減がなされたと聞いております。そういった上で試算したところ、9,870万円ほどの交付税が削減されていると、9,870万円ほどですね。これに対してもう一方では、地域の元気づくり事業ということで、過去の行革の取り組み等を緩和した形で交付される分がございます。これが今の時点で試算としましては2,370円ほどと。済みません。失礼いたしました。数字を訂正いたします。この地域元気づくり事業分が3,340万円ほど逆にただけると。いただける分ですね。過去の行革努力を反映した形でいただけるというのが、今申し上げましたのが約3,340万円程度ということでありまして、そうした場合、7,500万円程度が交付税としては差し引きカットされるわけですが、この7,500万円の交付税カット額に対し、今回本市が今提案しております削減の影響額としましては、7,160万程度、全体のカット額としましては、共済費を含めて7,160万程度の削減額ということで御理解いただきたいと思っております。

それから、この削減率ですね。国は7.8%、2年間されておりまして、本市は今回のこの提案しております削減率については、平均5.47%となります。5.47%の引き下げ率ですね。

それから、削減には手当は反映されるかという御質問ですが、ここについては、手当には反映されません。しないこととしています。

それから、地方公務員の給与の決定のシステムに

つきましては、人勤制度を順守した形で地方公務員の給与額を決めていくというような流れの中で、これは遺憾なことではないかという御指摘でございますが、私どもといたしましても、当然そういった地方が独自に議会と協議の上決定していくシステムの中に、国が介入してくることについては、非常に遺憾なことだということで、地方6団体としても、市長が昨日から答弁しておりますが、国に対しては要望、要請等をした経緯があるということで御理解いただきたいと思っております。

終わります。

○17番（東 勝巳君） 総務委員会でも審査しますが、お願いしたいのは、ここ数年職員も特別職も減額をしてきましたよね。その総額を今回も含めて資料で出してほしいと思うんですけども。それが一つ。

それから、平均5.47%ということなんだけれども、県内の今言ったのが12市ですかね。この辺のところはどのくらいの率になっているのか。本市との対比で。わかっておたらお願いしたいと思っております。

それから、特別職の報酬も私はよくわからんけれど、国は職員は人事院勧告でやってきた。地方の場合は、報酬審議会で特別職の給与関係をやっているかなければいけないけど、人事院勧告も報酬審議会も全然タッチしないところで、どんどん減額が進んで、こういうあり方というのはどう理解すればいいのかなど、私は不信を持っているんですけども。

それと、答弁なかったですけども、国の文書の中にも地域の活性化とかいう表現があるんですが、7,000万円も職員給与を減らして、地域経済が活性化するんでしょうかね。私は国全体でも国民の給与がどんどん下がって行って、物が上がって行って、不景気が一層深刻になって、可処分所得はどんどん減っていくわけですから、当然購買力も減って景気が悪くなると。そういう状況が今進んでいるときに、こういう公共機関がそういうやっぱりオーバーな、何千万円も1億近い減額をして、地域経済に悪い影響はあっても、地域を活性化されるなんてことはどういう意味かよくわかりませんので、それもちよつとわかっていたら答弁をしてください。

資料のほうは大丈夫でしょうか。

○総務課長（前屋謙三君） まずは、1点目ですね。最近の動向の資料ということで、どのような資料かまた後でお聞きして、できるものであれば提出していきたいと考えます。

それから、県内のカットの、削減の状況です。これにつきましては、現在、私どもが情報としていただいている状況を見ますと、やはり県内どこの市におきましても、このラスパイレス指数を一つの目安として、これが100を下回るというような取り組みをされているようでありまして、当然このラスパイレス指数につきましては、各自治体で違ってまいりますので、率については、一定ではないということで御理解をいただきたいと思えます。

それから、先ほどの質問の関連でありますこの地方公務員の給与の決定のあり方、あるいは特別職のことも出ましたけれども、そういうシステムがある中に、国が介入してくることは、地方分権の推進の上でももとのものではないかなという考え方が地方側には当然あります。そういったことで、先ほど来も答弁しておりますが、市長のほうからも全国市長会等を通じた形で国のほうにはいろいろ意見を申し上げているという状況でございます。

それから、地域の活性化との関連ですけれども、国家公務員のほうは、昨年から2年間7.8%削減し、これを東日本大震災の財源に充てるという名目で取り組んでおられますが、今回地方の削減効果額の使途につきましては、御案内のとおり、地方の防災、減災事業、あるいは地域元気づくり事業、これらの財源に地方のカット額は地方が使える財源として充てるということで、地方財政計画になっておりますので、一つの考え方の中に、これは地方の活性化のために今使われるんですよというようなことで理解しているところでございます。

それから、済みません。先ほど私が申しあげました数字の訂正を。先ほどの質問の答弁で、地方交付税の影響額について申しあげました数字ですが、職員の給与費のカットの影響額としては、9,872万円の減額。一方、地域の元気づくり事業費、今度はいただく分ですね、算定していただく分ですが、これ

が3,339万円。差し引き6,533万円の削減額ということで御訂正方お願いします。

終わります。

○17番（東 勝巳君） 平均5.47%ということだけれども、国は7.8%言っているわけですね。こういうのを査定をして、さらに交付税を今後削るといふ、そういう圧力なんですかね、政府が今いろいろ言っているのは。国の言うことを聞かんところは、交付税を減らすと公然と言っているわけですからね。本市の場合でもそういう点では、国の基準とすると違いがあるけど、私はそういう意味のことかなと思うんですが、これに限らんのだと思いますけれども。

報酬審議会のことは説明はあったかな。これは、三役の場合は、報酬審議会はもう通らずに、いつもどんどん減額されているんだけど、それでいいのかなという思いもあります。その答弁をお願いします。

○総務課長（前屋謙三君） 特別職の給与のことに ついてでございます。質問議員のおっしゃいますように、特別職の給与の決定につきましては、本市の報酬等審議会においていろいろ毎年見直しの形で決定していくわけです。

そういった中で、今回、次の議案になりますけれども、特別職の給与カットの部分についても提案しておりますが、この考え方につきましては、今回の国の要請、この内容がやはり非常に日本全体として国力が弱まっている、景気が低迷している、そういった中で、やはり国、地方一緒になって一体となって、国をもう一回再生していこうと。日本を再生していこうと。そういった趣旨で地方に要請が参っております。そういった中で職員も今回取り組みの形を提案しておりますが、当然首長としても一緒になって、職員に準じて取り組んでいきたいということで、御提案しているところでございます。

終わります。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） ほかに質疑なしと認めます。

ここで申し上げます。

12時を経過しますが、議事の都合により、あらか

じめこれを延長いたします。御了承ください。

次に、議案第37号いちき串木野市市長及び副市長の給与に関する条例及びいちき串木野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

○17番（東 勝巳君） 職員もでしょうけれども、特別職も手当関係は今回影響ないわけですね。ですから、ボーナスとかこういうのは結局、これまでも含めて本則について支給されるので、ボーナス等については、今までの分を含めて影響のない形で支給されると。市長三役の退職金もそれによって影響は受けないというふうな理解でよろしいですか。

○総務課長（前屋謙三君） そのとおりでございます。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案38号いちき串木野市自治基本条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、予算議案第3号平成25年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、簡水特予算議案第2号平成25年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、公下水特予算議案第2号平成25年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、療特予算議案第3号平成25年度いちき串木野市療育事業特別会計補正予算（第2号）について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、水道予算議案第2号平成25年度いちき串木野市水道事業会計補正予算（第1号）について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

議案の付託先について保留いたしておりましたが、ただいま議題となっております議案と合わせまして、お手元に配布しました議案の委員会付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了しました。

△散 会

○議長（下迫田良信君） 本日は、これで散会します。

散会 午後0時03分